

鳥取県ヨウラクラン保護管理事業計画

I. 事業の目標

ヨウラクランは、ラン科ヨウラクラン属に属する溪谷沿いの樹木の幹や枝に下垂して着生する小形の常緑ラン科草本である。細い気根を基部から伸ばし、長さは2～5cmの数個の茎を叢生させる。4～6月に、茎頂に緑黄色で約1mm程の微小な花を、総状に多数つける。葉は明緑色で線状長楕円形をしており、肉厚で鎌状に外曲し、左右に扁平に10枚程度つく。溪谷に沿うやや明るい尾根状岩角地の樹木に多く着生する傾向がある。和名は長く下垂する穂状花序を仏教上の垂れ飾り「瓔珞（ようらく）」に見立てたもの。全国的には、本州関東以西、四国、九州に分布し、県内では、東部、中部、西部において確認されている。

生育地が極めて限定されており、種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ない種として絶滅が危惧されており、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、本種の生育状況の適切な把握や保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生育環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は非常に限られており、現段階では環境の改変が認められていないため、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、生育に影響を与える可能性のある改変が認められた場合は、必要な対策を講じる。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されている。

また、「自然公園法」に基づき、県内の一部の国立公園特別地域内でも同様に採取が禁止されている。これらの規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

(3) 生育地の管理

モニタリングによって、生育地の管理の必要があると判断された場合には、計画的な生育地の管理を推進する。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め動植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地となる草地などに適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特

徴や環境での役割、生育地の役割や価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

(6) 生育地保全策の検討

長期安定的な生育地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

(7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行われていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、当面はモニタリング体制の整備を図ることとする。

また、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に採取等が禁止されている。

また、自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、地域における保護管理体制の状況等を踏まえて行うこととする。

(2) 関係法令等

生育地の一部は、「自然公園法」の特別地域に指定されており、同法に基づき採取等が禁止されていることから、同法と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、当面は有識者、自然保護団体等と連携し、モニタリング団体の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。